

地域計画

策定年月日	令和7年3月21日
更新年月日	()
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	守山市 (252077)
地域名 (地域内農業集落名)	木浜地区 (木浜)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	140.68 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	140.68 ha
② 田の面積	138.48 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	2.20 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	10.34 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	10.25 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・水田は、集落内の担い手(認定農業者3名、集落営農法人)の4経営体に87%集積されており、残りは個人8%や他集落からの入作耕作者7名5%等が経営している。 ・畑は各個人の農家が経営しており、高齢化が進み遊休農地化が進んでおり新たな耕作方法の検討が必要。 ・認定農業者は、家族経営で法人化の計画はなく、今後10年先は高齢化し経営が明確でない。 ・権利設定を行わずに農地を借りて耕作することは違反であり、貸借の権利設定の手続きが必須であることの周知が必要である。
--

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<ul style="list-style-type: none"> ・水田は、土地利用型農業で水稲・小麦・大豆を主要作物としつつ、ブロックローテーションを基本に生産性の高い農業を進める。 ・認定農業者に集積されていない水田は、集積を図る。 ・畑地は、現農家ができる限り引き続き耕作を続けてもらう。
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・すべての農地について農地中間管理機構への貸付けを進め、担い手への農地の集積・集約化を図る。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	90 %	将来の目標とする集積率	100 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・すでに集積が進んでいることから、集約化を進め1ha規模の大区画化を進める。 ・畑地は、現農家ができる限り引き続き耕作を続けてもらう。また、半農半Xを志向する者に対しても、農地や農村を守る人として、受け入れを支援する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
・入作者の農地については、集落の認定農業者への集積に取り組む。 ・集約化に取り組むには、区域内の小作料の統一化が必要。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
・農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りを進める。 また、権利設定を行わずに農地を借りて耕作することは違反であり、R7年度以降の新たな貸借については、農地中間管理機構を通じた手続きが必須であることの周知徹底を図る。
(3) 基盤整備事業への取組
・集約化を進めるにあたり、農地の大区画化の基盤整備を行うとともに、スマート農業への取り組みを進め、経営の安定を図る。 ・大区画化に伴い、用水路、排水路の再整備、暗渠未実施の整備等の課題を解決するための基盤整備を行う。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
・すでに集積が進んでいることから、集約化を進め1ha規模の大区画化を進める。 ・畑地は、現農家ができる限り引き続き耕作を続けてもらう。また、半農半Xを志向する者に対しても、農地や農村を守る人として、受け入れを支援する。 ・集落内の個人の担い手と法人の共存共栄を図る。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・病虫害防除は基本的に農業支援サービス事業者への農作業委託を行う。 ・乾燥調製等は、基本的に農業支援サービス事業者への農作業委託は行わず、地域内の農業者で行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組内容】

①鳥害の防止に向けて、集落による環境点検を定期的に行う。
②環境こだわり農業の取組を継続する。
⑧世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に取り組む農道や水路等を共同活動により保全する。
⑧土地改良事業が完了し、50年余が経過し農業施設の老朽化が進み、改修等の時期を迎えようとしている。農地の集約化を図り、農地の大区画化事業と合わせて農業基盤の整備を進める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 14 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A005	水稻・麦・大豆	51.93 ha	ha	水稻・麦・大豆	ha	56.25 ha	A005	
認農	A043	水稻・麦・大豆	34.00 ha	ha	水稻・麦・大豆	ha	36.60 ha	A043	
認農	A080	水稻・麦・大豆	23.11 ha	ha	水稻・麦・大豆	ha	25.81 ha	A080	
認農	A044	水稻・麦・大豆	12.20 ha	ha	水稻・麦・大豆	ha	12.49 ha	A044	
認農	A027	水稻・野菜	3.65 ha	ha	水稻・野菜	ha	3.65 ha	A027	
利用者	B065	水稻	1.36 ha	ha	水稻	ha	1.41 ha	B065	
認農	A058	水稻	0.98 ha	ha	水稻・麦・大豆	ha	0.98 ha	A058	
認農	A018	水稻・麦・大豆	0.45 ha	ha	水稻・麦・大豆	ha	0.74 ha	A018	
認農	A055	水稻	0.30 ha	ha	水稻・麦・大豆	ha	0.30 ha	A055	
利用者	B113	野菜等	0.13 ha	ha	野菜等	ha	0.13 ha	B113	
利用者	B114	野菜等	0.10 ha	ha	野菜等	ha	0.10 ha	B114	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	11経営体		128.21 ha	0 ha		0 ha	138.46 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	(株)アグリサポートおうみ富士	農薬散布	水稻

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

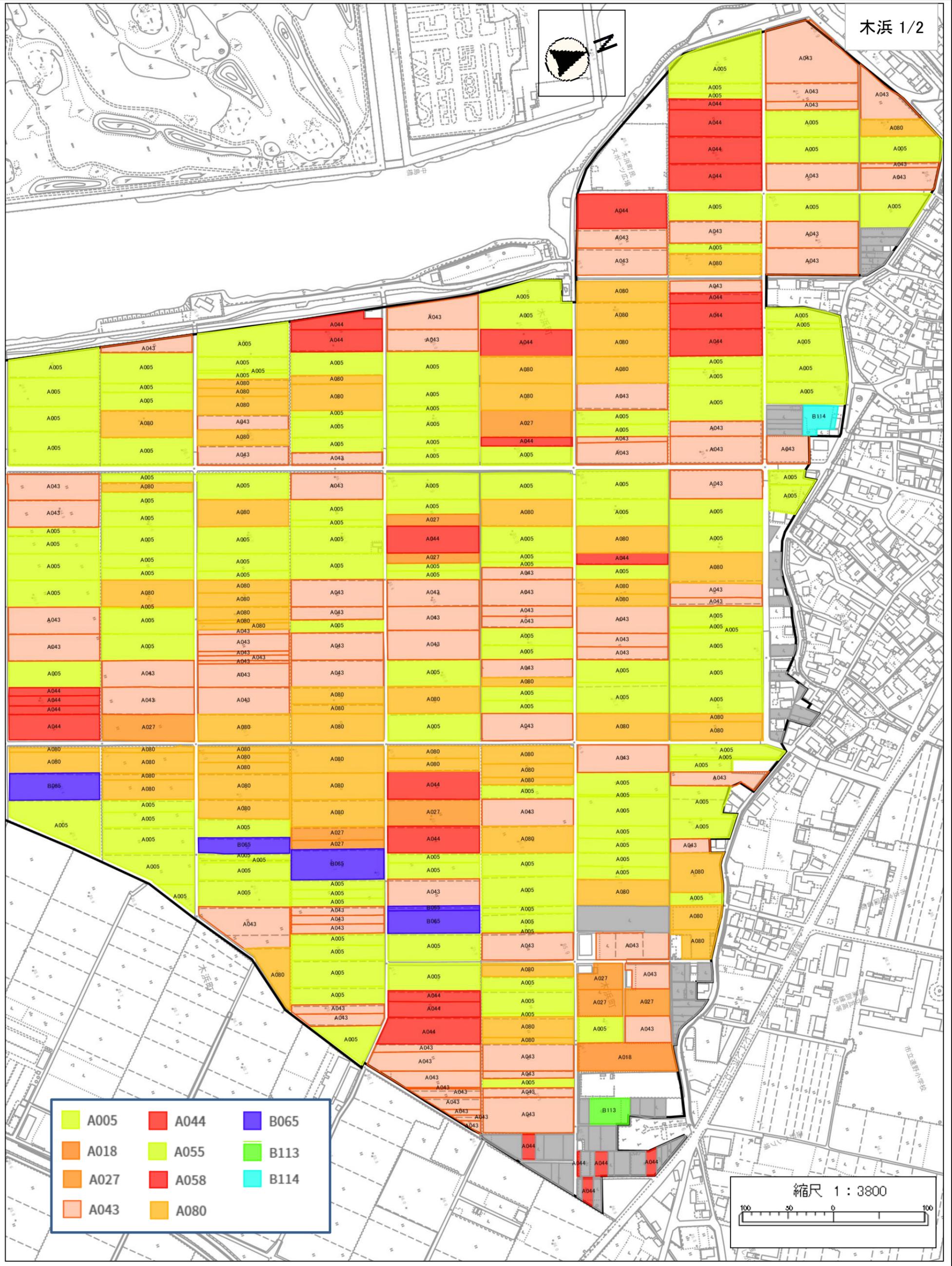
- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

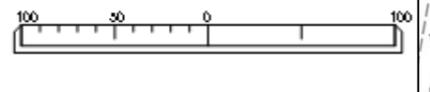
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

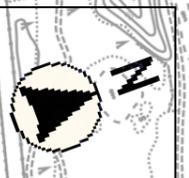
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。



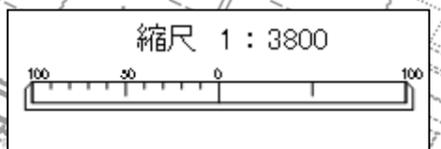
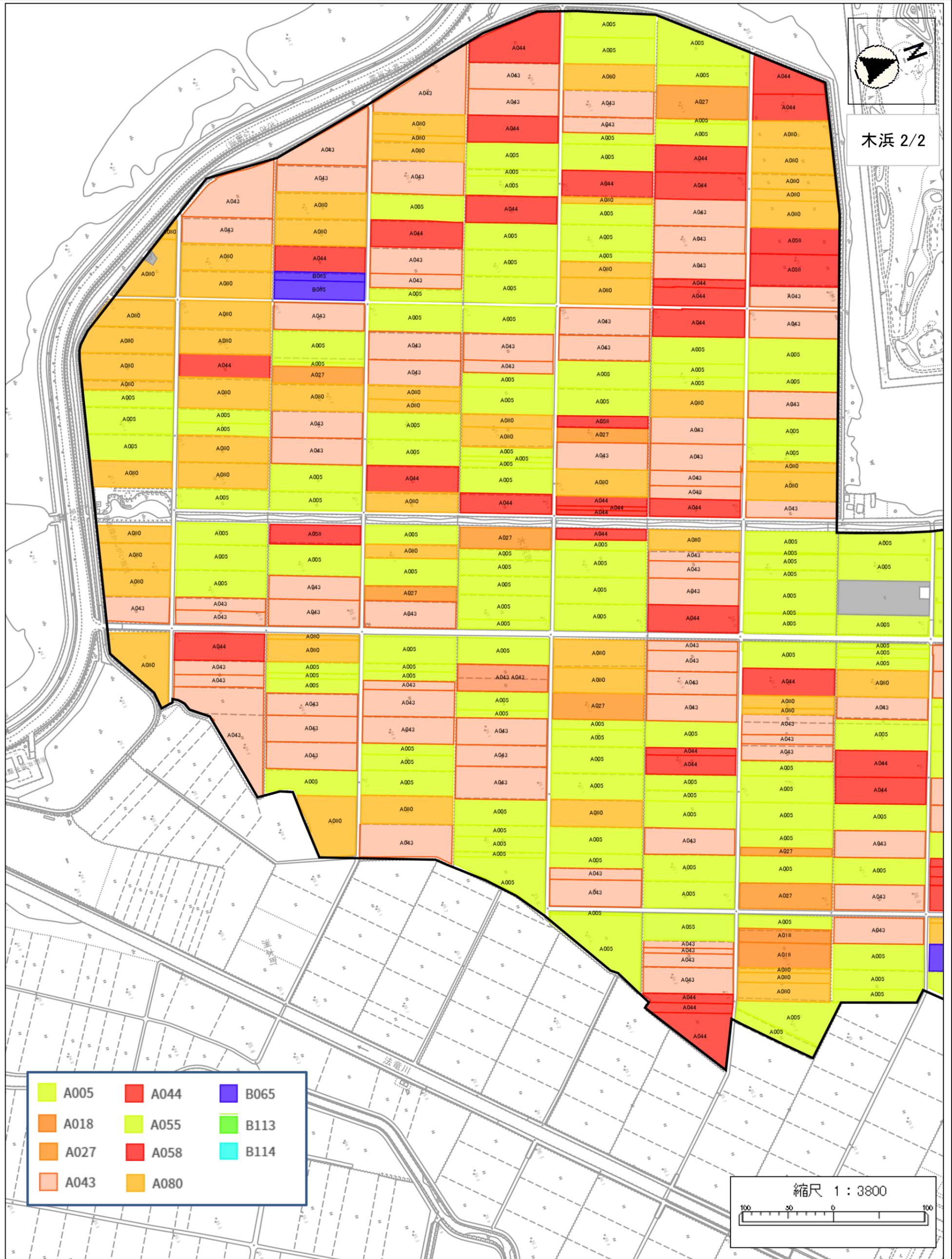
縮尺 1 : 3800



- 注意事項
- ・ 黒い太線は、集落範囲の外周を参考として示しています。
 - ・ 耕作者を示す記号の位置は、地図の表記の都合上、農地の位置からずれている場合があります。
 - ・ 農業委員会の農地台帳において分筆している農地は、耕作者を示す色が重なって表示される場合があります。



木浜 2/2



注意事項

- ・ 黒い太線は、集落範囲の外周を参考として示しています。
- ・ 耕作者を示す記号の位置は、地図の表記の都合上、農地の位置からずれている場合があります。
- ・ 農業委員会の農地台帳において分筆している農地は、耕作者を示す色が重なって表示される場合があります。